

平成19年度
第2回高松市国分寺地区地域審議会臨時会
会 議 録

と き：平成20年2月8日（金）

と ころ：高松市国分寺支所 2階会議室

平成19年度
第2回高松市国分寺地区地域審議会臨時会
会 議 録

1 日時

平成20年2月8日(金) 午前10時開会・午前11時20分閉会

2 場所

高松市国分寺支所 2階会議室

3 出席委員 14人

委員	安部文代	委員	丸山真寿美
委員	大比賀郁夫	委員	山崎真由美
委員	川上保直	委員	願化敏彦
委員	後藤千代	委員	中西貢
委員	佐々木英典	委員	中山美恵子
委員	土井信幸	委員	平岩久
委員	藤本稔	委員	吉井清

4 欠席委員 1人

川染 節江

5 行政関係者

市民政策部長	岸本泰三	市民政策部次長企画課長事務取扱	
市民政策部次長地域振興課長事務取扱			加藤昭彦
	原田典子	企画課企画担当課長補佐	
地域振興課主幹	村上和広		谷本裕巳

地域振興課長補佐	清 谷 文 孝	健康福祉総務課長	細 川 公 紹
地域振興課	吉 本 喜代丸	こくぶんじ荘事務長	綾 田 博 行

6 事務局

高松市参与国分寺支所長		支所課長補佐	武 下 文 男
	福 井 則 史	管理係	宮 武 昌 広
支所課長	伊 藤 憲 二	管理係	佐 野 忠 男
支所課長補佐	鎌 田 良 博		

7 オブザーバー

国分寺選挙区選出高松市議会議員	森川 輝男
国分寺選挙区選出高松市議会議員	西岡 章夫
国分寺選挙区選出高松市議会議員	落合 隆夫

8 傍聴者 0人

会 議 次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選任

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

ア 地域審議会の運営について

イ コミュニティセンターのあり方について

5 その他

6 閉 会

午前10時 開会

会議次第1 開会

○事務局（武下） それでは、ただいまから平成19年度第2回高松市国分寺地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては何かと御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入りますまでの間、本地域審議会の事務局として私、武下が進行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、会議に入ります前に、会議の進行等について注意事項なり、お願いをいたしておきます。

合併協議において、本地域審議会の会議は公開することとなっており、傍聴につきましては、傍聴内規を定めておりまして、本日の会議につきましてもこの内規に沿って、傍聴をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本地域審議会におきましては、会議終了後、会議録を作成することになっておりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、誠に恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから、御発言をされますようお願いを申し上げます。以上です。

それでは、会議に入らせていただきます。

始めに、開会に当たりまして、市民政策部長の岸本よりごあいさつを申し上げます。

○岸本市民政策部長 皆さん、おはようございます。市民政策部長の岸本でございます。国分寺地区の臨時の地域審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたらと思っております。

委員の皆様方におかれましては、平素より市政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、まず、もって御礼申し上げます。

また、先の1月10日でございますが、第2期の地域審議会の委員をお願いいたしましたところ、お引き受けいただいたこと、また、就任後初めての審議会を、本日、朝早くからでございますけれども、開催いたしましたところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

合併地区のまちづくりにつきましては、高松市におきましても、非常に厳しい財政状況ではございますけれども、合併地区の建設計画を踏まえる中で、18・19年度につつま

しては、実施計画でございます。まちづくり戦略プランというものを作りまして、地域審議会の皆様の御意見もお伺いする中で、建設計画の効果的な推進や地域課題の解決に向けて取り組んでまいったところでございます。20年度からにつきましては、御承知のとおり、新しい総合計画を策定中でございます。その中の都市像として、「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」ということにいたしております。

これは、先般の12月議会で、基本構想という部分を議決いただきました。今、20年度予算に合わせまして、20年から22年までの3ヶ年のまちづくり戦略計画を、今、策定中でございます。2月下旬に、予算と一緒に公表できるような段取りで、進めているところでございます。この中で、より一層、建設計画の推進、それから、地域課題の解決に向けて、取り組んでいけるというふうに思っておるところでございます。

地域審議会の皆様におかれましては、一期目から引き続いておられる方、それから、新しく委員をお願いする方、いろいろでございますけれども、国分寺地区のまちづくりにつきまして、忌憚のない御意見をいただけたらというふうに思っております。国分寺地区のまちづくりにつきまして、格別の御理解と御尽力を賜りますように、お願い申しあげまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○事務局（武下） ありがとうございます。なお、本日は、委員改選後の最初の会議でございますので、お手元の高松市国分寺地区地域審議会委員名簿に基づきまして、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

安部文代委員でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。以下同様）

大比賀郁夫委員でございます。

川上保直委員でございます。

後藤千代委員でございます。

佐々木英典委員でございます。

土井信幸委員でございます。

藤本稔委員でございます。

丸山眞寿美委員でございます。

山崎眞由美委員でございます。

願化敏彦委員でございます。

中西貢委員でございます。

中山美恵子委員でございます。

平岩久委員でございます。

吉井清委員でございます。

なお、本日、川染節江委員は、所用のため欠席させていただきたいということですので、御報告申しあげます。

続きまして、高松市の出席者を紹介させていただきます。

市民政策部長の岸本泰三でございます。

市民政策部次長企画課長事務取扱の加藤昭彦でございます。

市民政策部次長地域振興課長事務取扱の原田典子でございます。

地域振興課主幹の村上和広でございます。

健康福祉総務課長の細川公紹でございます。

こくぶんじ荘事務長の綾田博行でございます。

国分寺支所長の福井則史でございます。

国分寺支所課長の伊藤憲二でございます。

会議次第2 会長・副会長の選任

○事務局（武下） それでは、これより会議次第2の「会長・副会長の選任」に移らせていただきます。

本審議会の会長・副会長の選任につきましては、本審議会協議第6条により、委員の互選ということになっておりますが、選任方法について、いかがいたしましょうか。

どなたか、御意見はございませんか。

○平岩委員 はい。

○事務局（武下） はい、平岩委員、どうぞ。

○平岩委員 指名推薦でお願いします。

○事務局（武下） ただ今、指名推薦との御発言がございましたが、他に御意見はございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○事務局（武下） 他に御意見もございませんので、指名推薦で行うことに御異議ございませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○事務局（武下） 異議なしとのことですので、指名推薦とさせていただきます。

それでは、どなたを会長に指名するのか、御発言をお願いいたします。

○中西委員 はい。

○事務局（武下） はい，中西委員，どうぞ。

○中西委員 土井委員を会長に推薦いたします。これから2年間設置されるこの審議会は，これまでの審議会の経緯も踏まえ，前の審議会をある程度継続したものであることが必要だと思います。

また，今回，半数の委員が改選となったことなどを合わせて考えれば，引き続き，土井前会長にお願いするのがよいのではないのでしょうか。

○事務局（武下） ただいま，会長に土井委員との御発言がございましたが，他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（武下） ないようでございますので，土井委員さんを会長として選任をいただくことについて，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（武下） 異議なしとのことですので，土井委員が本地域審議会会長として選任されました。

〔拍手あり〕

それでは，土井委員に早速，会長席の方にお移りいただきまして，一言ごあいさつをいただき，以後の議事進行をお願いいたしたいと存じます。

〔土井委員，会長席へ移動〕

○議長（土井会長） ただいま，地域審議会会長に御選任いただきました土井でございます。会長就任に当たり，一言ごあいさつを申し上げます。

合併後の2年間，委員全員の御協力により，十分ではありませんが，会長の職責を果たすことができました。しかし，まだ，重要な課題がたくさん残っており，今任期の審議会が果たす役割は，非常に大きいものと考えております。

私自身としては，今後とも，国分寺地域のまちづくりに協力したいと思っており，今，皆様方から，再度，会長をせよとのお言葉をいただきましたので，もし，私でよろしければ，再度会長として，皆様方と一緒にこの審議会を盛り立てていき，微力ではありますが，地域のまちづくりに協力していきたいと考えております。よろしく，お願いいたします。

○議長（土井会長） それでは，本地域審議会の規定により，私の方で議長を務めさせていただきますので，御協力方よろしくお願い申し上げます。

早速ですが、副会長の選任については、いかがいたしましょうか。

○平岩委員 はい。

○議長（土井会長） はい、平岩委員。

○平岩委員 会長の方に、一任してはどうでしょうか。

○議長（土井会長） ただいま、会長に一任との御発言がありました。他に御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井会長） 他に意見もないようでございますので、私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井会長） 異議なしとのことですので、それでは、副会長につきましても、再度、中山委員さんをお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

○議長（土井会長） それでは、副会長は中山委員といたします。副会長が選任されたので、中山副会長には早速、お席の方にお移りいただき、一言お願いいたします。

○中山副会長 中山です。一期目の2年間、副会長をやらせていただきましたが、何もできなかったという反省をしております。今回も、何ができるかよく分かりませんが、自分のできることを精一杯やりたいと思います。どうか、御協力をよろしくお願いいたします。

会議次第3 会議録署名委員の指名

○議長（土井会長） それでは、これより会議次第3、会議録署名委員の指名に移りたいと存じます。

会議録署名委員は、本委員会の名簿順にお願いしたいと存じます。本日は、安部文代委員、大比賀郁夫委員のお二人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、委員の出席状況でございますが、先ほど、事務局から申しあげましたように、川染委員さんから、所用により欠席されるとの御連絡をいただいております。したがって、本日は、15名の委員中、14名の出席となっており、本審議会協議第7条第4項の規定によりまして、会議を開催いたします。

会議次第4 議事

○議長（土井会長） それでは、これより議事に移りたいと存じます。

本日の議事でございますが、次第のとおり報告事項が2件ございます。

まず、担当部局より説明をいただき、説明終了後に、御質問と御意見をまとめてお受けしたいと思います。

なお、説明は、最初にアの地域審議会の運営について、次に、イのコミュニティセンターのあり方について行いますので、よろしく願いいたします。

また、時間の関係もございますので御質問と答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、報告事項アの地域審議会の運営について、担当部局より説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長 失礼します。地域振興課の方より、地域審議会の運営についての御報告を申しあげます。資料に基づいて御報告申しあげますので、地域審議会の手引きという資料をお出してください。

この手引き書は、これまでの地域審議会の委員の皆様方から、会議の持ち方についての御意見をいただいたり、行政の方も手探りの状態に対応を進めてまいり中、委員の皆様、また、市行政の双方において、本審議会の果たす役割や目的について、その認識を共有し、より効果的な会議の運営を目指すことを目的に、その研修資料として、昨年5月に作成したものでございます。以下、資料を御覧いただきながら、お聞き取りをいただければと存じます。

手引き書1ページを御覧ください。1ページには、地域審議会の趣旨・目的、性格、組織について記載しております。

地域審議会は、合併地区の地域住民の方々の意見を市政に反映させるため、合併特例法ないしは合併新法に基づきまして、市長の附属機関として、合併時から、おおむね、向こう10年間にわたりまして、旧6町の地域ごとに設置されているものでございます。委員は、15人以内で構成し、任期は2年間となっています。

次に、2ページを御覧ください。地域審議会の役割を、イメージ図とあわせて掲載しております。

市長から委嘱を受けた委員の皆様は、建設計画や地域のまちづくりに関することについて、市長からの諮問や意見聴取に応じて審議し、答申や意見具申をすることとなっております。

また、地域のまちづくりに関し、独自に、市長に意見を述べることもできます。これは、合併後のまちづくりに関して、委員個々の皆様の御意見ということもございしますが、地域

審議会自体が、市民に開かれた地域の方々と情報を共有できる運営を目指しておりますので、地域の声をできるだけ反映しつつ、地域審議会の総意として、意見を取りまとめた上で、我々の地域はかくあるべきだということを、積極的に、市長に答申なり、意見要望として具申していただきたいと存じております。

次に、3ページを御覧ください。もう少し、具体的な地域審議会の運営について、説明をしております。

定例会の開催につきましては、毎年度2回、会長が招集し、開催時期につきましては、年間スケジュール表にございますように、第1回目を6月ごろに、第2回目につきましては、10月から11月ごろにかけて開催しております。第1回目の議題は、これまでの例で申しますと、建設計画の進捗に係る実施計画事業化に関する地域審議会からの要望でございます。2回目については、その要望に対する市の対応方針の説明をいたしてまいりました。

なお、臨時会は、委員総数の3分の1以上の委員から開催請求があった時に、会長が招集できることとなっております。

次に、4ページから5ページにかけての上段を御覧ください。ここでは、これまで申しあげたことを踏まえまして、地域審議会の役割と行政との関係が大きく3つに分けられるということで、さらに、整理しております。

まず、一つの流れとしましては、市長が地域審議会に諮問し、審議会から諮問に答えて答申するという流れです。例えば、建設計画の前期計画分や後期計画分の進捗状況に関して意見を求める場合や、建設計画の変更に関して意見を求める場合が想定されます。

次に、二つ目の流れとして、市長から審議会への意見の聴取というものがあります。例えば、まちづくりに関する施策や市域の計画等の策定の際に、市長が地域審議会の方々に意見を求める場合がございます。

次に、5ページの上段にございます三つ目の流れとして記載しておりますのが、意見・要望ということで、これは、地域審議会から市への働きかけを示してございます。市長からの意見の求めに応じるというのではなく、むしろ、地域からまちづくりに関する課題を踏まえ、主体的に意見を具申いただくというものでございます。

審議会の運営においては、この市から審議会へ、また、審議会から市へという二つの流れが機能しあうことによって、地域の声やお考えが市政の中に適切に反映されるということにつながるものと考えております。

最後に、5ページの下段、地域審議会の活動の図を御覧ください。本市としましては、地域審議会のこの制度を効果的に生かすべく、これまで、二つの改善策を実施してまいりました。

一つは、地域審議会の議題の設定に係ることでございます。これは、地域審議会の議題を設定する際に、建設計画に関するものの他に、地域の多様な課題に対する対応や、取組などにかかる議題について、事前に、委員会側、それから、行政側から提案をいただくというもので、行政側では議題の提案を、全庁的に各部局に積極的に呼びかけるものとしております。

改善策の今一つは、これまでの地域審議会でも、定例・臨時の地域審議会の他に、勉強会や検討会を適宜開催していただいているところではありますが、会議の持ち方として、審議会の終了後等に、自由な意見交換の時間枠を設けまして、その中で率直な意見交換、いわゆるフリートークを行い、委員の皆様方と市職員との意見交換を積極的に行うという改善策を御提案申しあげて、実施してまいりました。

以上、今後も引き続き、地域審議会が、合併地区住民の方々の御意見を反映する場として活性化するように、委員の皆様方との忌憚のない意見交換を行う場として活性化し、御提案等いただければと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上で、説明は終わります。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。ただいまの報告事項アの地域審議会の運営に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。ありませんか。

特に御発言がないようでございますので、次に、報告事項イのコミュニティセンターのあり方について、担当部局より説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長 失礼します。地域振興課の方から、御説明申しあげます。こちらの方の、公民館からコミュニティセンターへという資料に基づきまして、御説明を申しあげます。

最初のページをお開きください。ここでは、まず、コミュニティセンターとは何か。どういう機能や役割をもっているかということを記載しております。ここにありますように、本市におきましては、コミュニティセンターとは様々な地域の課題や問題を、その地域に住む方々が、自らの知恵と力で解決していこうという、まちづくり活動の拠点施設と捉えております。

こうした考え方の下、基本的なコミュニティセンターの機能を5つに整理しておりまし

て、一つは、まちづくり活動の拠点。二つ目に、ふれあい交流拠点。三つ目に、生涯学習の拠点。四つ目に、情報収集発信拠点。五つ目に、市民と行政との協働拠点としております。

本市では、このまちづくり活動の拠点としてのコミュニティセンターを、旧公民館を転換して整備してきておりまして、これまで、旧高松市域においては、35地区全域に、地域コミュニティ協議会が整備されたことを受けまして、平成18年度より地区公民館41館をコミュニティセンターに転換し、地域コミュニティ協議会に委託するとともに、平成19年度からは、指定管理者制度に移行して運営しております。

次の、コミュニティセンター化の時期・施設というページを御覧ください。

合併地区におけるコミュニティセンター化の時期と対象施設ですが、原則的には、旧高松市域に倣いまして、公民館を転換することを考えております。公民館からコミュニティセンターへの転換は、地域コミュニティ協議会による施設の管理運営と一体的・同時期に行うことを考えておりまして、地域コミュニティ協議会が設立されて、翌々年度以降としております。

なお、合併地区においては、来年度から、香川地区の川東・東谷公民館がコミュニティセンターとなりまして、川東校区のコミュニティ協議会を指定管理者とする予定になっております。

次のページをお開きください。コミュニティセンターの管理運営、指定管理者とはというところがございます。指定管理者は、市の公の施設の管理を、市に代わって包括的に行うもので、本市では平成19年度より、コミュニティセンターに指定管理者制度を導入しまして、地域コミュニティ協議会に管理運営を委託し、利用者の立場に立った、柔軟で地域ニーズに合った運営を行っていただいております。

次に、下側の、管理運営の仕組みの①でございますが、市が、地域コミュニティ協議会を、指定管理者として指名します。そして、地域コミュニティ協議会が、管理運営を受諾するわけですが、その際、外部の第三者機関といたしまして、公の施設指定管理者選定委員会の審査と承認という手続きがございます。

また、地域コミュニティ協議会側でも、管理運営委員会を設置しまして、公正、公平、効率的な管理運営を行っていただくこととなります。

市は、運営に関して、指揮・監督を行う義務がありますし、また、地域コミュニティ協議会側も、報告・協議を行いながら、管理運営をしていくということとなります。

次のページをお開きください。管理運営の仕組みの②というページでございますが、ここでは、職員体制と委託料について、説明をしております。

職員体制は、標準施設で、常勤がセンター長1名、主任1名、非常勤として、夜間のスタッフ数名となります。

また、委託料は、大きく、人件費部分、維持管理経費部分、生涯学習事業委託費部分から成り立っております。人件費は標準施設の場合約600万円。光熱水費と維持管理経費は、実績に基づきまして約200万円。生涯学習関係事業費が、講師謝金等約50万円となっております。

次のページの管理運営の仕組みの③でございますが、委託後のコミュニティセンターの事務は、施設管理に係る各種管理業務の他に、先に申しあげた5つのコミュニティセンターの機能の実現という、ソフト部分の運営も行っていただくこととなります。

また、それぞれの地域の地域コミュニティ協議会との協議や契約によりまして、コミュニティ協議会の事務局としての業務も合わせて担っている協議会が多くありますが、それぞれの協議会の工夫によりまして、効果的なセンターの運営を行っていただくこととなります。

以上、コミュニティセンター化の概要について御説明申しあげましたが、御当地の国分寺地区につきましては、こちらの方の公民館でございます。国分寺北部の本館・分館合わせて、南部の公民館をコミュニティセンター化していく予定でございます。

なお、管理公民館とって、無人の公民館として、新居公民館、福家公民館がございませぬが、管理公民館については、コミュニティセンター化の対象としておりませぬので、当面、これまでどおりの位置付けでお使いいただきまして、先では、全庁的に位置付けを考える際に、また、地元の方と御協議しつつ、位置付けについて検討していきたいと考えております。

また、国分寺会館という集会施設については、地域交流会館という位置付けでございますが、こちらの方は、建設計画に掲載しております。文化施設の整備という協議中の項目と一体的に調整する必要がございますので、コミュニティセンターの対象施設とはしないということを確認のために申しあげさせていただきます。以上で説明は終了します。よろしく、お願いします。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。ただいまの報告事項の説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○願化委員 はい。

○議長（土井会長） はい、願化委員。

○願化委員 コミュニティセンター管理の職員を置くということなのですが、これは、地域コミュニティ協議会の中から選任するということですか。それとも、高松市の方から指名して置くということなのでしょうか。

○原田市民政策部次長 はい。

○議長（土井会長） はい、原田次長。

○原田市民政策部次長 コミュニティセンターになると同時に、コミュニティ協議会を、非公募で、指定管理者として指名することを考えておりますので、そこで、専従される職員さんは、地域コミュニティ協議会の方で雇用する方となります。基本的に、センター長と主任の方は、公募で雇用の準備をさせていただいております。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にはございませんか。

○藤本委員 はい。

○議長（土井会長） はい、藤本委員。

○藤本委員 藤本でございますが、今、コミュニティセンターのお話でしたが、旧国分寺町には、児童館というものがありますが、児童館はコミュニティセンターとの関連といたしますか、位置付けはどのようにお考えでございますか。

○原田市民政策部次長 はい。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○原田市民政策部次長 コミュニティセンター化は、基本的に、今の公民館と考えておりますし、児童館は児童館の役割を持った施設になっておりますので、今のところ、児童館につきましては、これまでと同様の位置付けで継続していくことになっております。

○岸本市民政策部長 はい。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○岸本市民政策部長 ちょっと、補足しますと、公の施設につきまして、15年の10月だったと思いますが、法律が改正になりまして、要は、直営ですか、指定管理者に委託するかの二者択一になっております。今現在も二者択一になっております。ということは、指定管理者制度に移行しないところは、直営で行う。市が直接、運営していくということでございます。

したがって、国分寺の児童館につきましても、今のところ、指定管理ということは

考えておりません。市が直営で行っていくということでございます。

○議長（土井会長） 藤本委員，よろしいですか。他には，ございませんか。

○平岩委員 はい。

○議長（土井会長） はい，平岩委員。

○平岩委員 平岩です。管理運営の仕組み③のところで，一事業所として関係機関への届出・手続き等を行うとありますが，これは，具体的には，どんなことをやるのですか。

○議長（土井会長） はい，原田次長。

○原田市民政策部次長 コミュニティセンターになりまして，コミュニティ協議会が指定管理者として指名され，指定管理者契約を結びましたら，1館1館が，管理運営について，事業体として独立していただくこととなりますので，コミュニティ協議会が，一事業所として人を雇うということに対する社会保険庁との手続きとか，税務署，労働基準監督署との関係……。人を雇うこと，事業を行うこと，講師謝金を支払うことなどに対する事務的な処理が必要になっておりますので，そのところをしていただくということになります。このことについては，委託の前に，十分説明もありますし，様式等もございますし，マニュアル等もお渡ししておりますので，そういった中で，市の方も協力しながらしていただくことになると思います。

○議長（土井会長） はい，よろしいですか。他には，ございませんか。

○吉井委員 はい。

○議長（土井会長） はい，吉井委員。

○吉井委員 この指定管理者の部分ですけども，もっと分かりやすく言ったら，今までは市がやっていたものを，極端に言いますと，民営化するというような形で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（土井会長） はい，原田次長。

○岸本市民政策部長 私の方から。民営化ということになりますと，市の管理ということから離れます。施設自体は，あくまでも市の施設でございます。その市の施設を，先ほど申しましたように，どうやって管理していくかといった場合に，直営である場合と，前は，管理委託という言葉があったのですが，管理委託ということで，財団を作ったり，社会福祉法人などを作って，その施設の管理をお願いするというようなことを，今までやってきたわけです。ただ，そこに対して，要は，民間の企業が入っても構わないのではないかという論理が出てまいりました。それを，民間にお任せするに当たっては，この指定管理者

制度を導入しようというのが、大きな流れでございます。

今回、コミュニティセンターということで、地域の皆様方をお願いするのは、コミュニティ協議会というものを作っていただいて、地域のことは地域でやっていただくというのが、まずは、コミュニティ協議会にあります。その拠点として、公民館が適当であろうということを、高松市としては考えました。そしたら、公民館を地域の方に、いわば、自由に使っていただくためには、この指定管理者になっていただくしかない。この指定管理者になっていただくと、指定管理者というのは、一つの法人として見なされます。

したがって、事業所税とか法人税などの問題も出てまいります。それらを全部受けていただく体制を作っていくと、それによって次の展開というのが。例えば、コミュニティビジネスというのがあります。それは、コミュニティ協議会の方で、例えば、ゴミ袋を売るとかなどをして、収入にさせていただいて、活動の資金にさせていただくと、そういうようなところにつなげていくということでございます。ですから、コミュニティ協議会ができて、すぐに、指定管理までもっていくというのは、なかなか、難しいと思います。

したがって、まずは、コミュニティ協議会を作っていただいて、土台ができれば、指定管理者へ移行していくという流れを想定しております。以上です。

○議長（土井会長） 吉井委員、よろしいですか。他は、はい、佐々木委員。

○佐々木委員 単純な質問ですが、生涯学習関係についてもコミュニティセンターでやるということですけど、旧町時代の公民館は、教育委員会関係の所管で建設されたもので、今、講座とかをやっているのも、教育委員会サイドのものがやられている。その事業は、今度、地域振興課の方に移っていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（土井会長） はい、岸本部長さん。

○岸本市民政策部長 公民館からコミュニティセンターに変わる時に、教育委員会との話で、今まで、公民館の中で社会教育事業をやってきたのを、これを、そのまま、止めるわけにはいかない。そうしたら、教育委員会としては、最低限これだけのことは、地元でやっていただきたいというような意味あいから、社会教育課の方から、コミュニティ協議会の方に、こういうことで、こういう講座をやってくださいということの委託料として、出てくるということを想定しております。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 それでは、その講座等の管理は、社会教育課の方になるということですか。

結局、コミュニティセンターでの事業は、地域振興課と教育委員会の二面で、それぞれ区

分しながら、協議していかなければならないということになるのですか。地域振興課一本ということではないのですね。

○議長（土井会長） はい、岸本部長。

○岸本市民政策部長 社会教育事業については、教育委員会の所管から離れてないということでございます。教育委員会の組織に関する法律が改正されて、いろいろなところが、市長部局で、できるようになってきているのですが、社会教育については、今、まだ、教育委員会に残っております。したがって、社会教育を推進していくという建前、その部分については、教育委員会が所管しておりますので、そこについて、地域の公民館事業というのは、教育委員会が所管することになるということでございます。

○川上委員 関連して。

○議長（土井会長） ちょっと、待ってください。佐々木委員、よろしいですか。はい、川上委員。

○川上委員 本町には、2つの公民館が現存しておりますが、これは、コミュニティセンターの施設としてということですが、その両方ともに分館がございます。一つは新居公民館、もう一つは福家公民館。これは、今のお話によりますと、社会教育課の所管に入っているわけですね。それでよろしいですか。

○議長（土井会長） はい、原田次長。

○原田市民政策部次長 先ほど御説明いたしましたように、コミュニティセンター化の施設としましては、北部と南部の公民館。今、おっしゃられた新居と福家については、無人の管理公民館という位置付けで、社会教育課が所管しておりますが、それについては、コミュニティセンター化施設の対象とはいたしませんので、当面、そのまま社会教育課の所管で、お使いになる側も、当面、そのままで続けていただいて、いずれ、その位置付けについては、検討する時期があると思いますので、その時に、社会教育課の方も交えて、地域の方々の御意見もお聞きしながら、位置付けを検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にございませんか。

○丸山委員 はい。

○議長（土井会長） はい、丸山委員

○丸山委員 丸山でございます。高松市で、既に実施されているコミュニティの体制、管理運営のしくみというのは、大体、何年ぐらいかかったのでしょうか。合併に伴い、国分

寺町で、運営をなさいと急に言われても、初年度にどこまでやればいいのかの基本的なことが分かりません。旧高松市が、何年計画で、こういう予算を組んでやっているのか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（土井会長） はい、村上主幹。

○村上主幹 高松のコミュニティセンターの場合、先ほど、部長が申しあげたように、地方自治法の改正が、15年の9月か10月にありまして、コミュニティセンターになるタイミングは18年です。18年の9月までは、経過措置ということで、従来の管理委託ができるということございまして、18年度につきましては、そういう意味で、指定管理者を見据えた中で、移行期間ということで、1年間、事業委託ということでやらさせていただきました。1年間、予行演習をしたということでございます。

組織自体は、15年度から三年間で、全地区35地区の構築を図ってきたということございまして、コミュニティセンターの運営につきましては、18年度の1年間、練習をやったと。19年度から指定管理者に移ったということでございます。

合併町につきましては、コミュニティ協議会を設立していただいて、翌々年度と考えておりますのは、協議会を作っていただいてからの1年間につきましては、実際の、センター管理運営に携わることはできませんけれども、先行している川東地区等のお話を聞いていただきますとか、こちらの方から出向いてまいりまして、いろいろお話をさせていただくとかを含めて、十分、勉強なり、どういう仕組みになるのかということを御理解した上で、もっていこうと考えておりますので、その辺、よろしく御理解いただければと思っております。

○議長（土井会長） よろしいですか。

○丸山委員 旧高松市において、コミュニティ化されて、前の公民館との利用の差についての意見がきているかどうかは分かりませんが、一般の住民の方からの意見というのはどういうものかをお聞きしたいと思います。

○議長（土井会長） はい、村上主幹。

○村上主幹 コミュニティセンター化する前は、公民館ということで社会教育施設ということで、使われている現場の状況というのは、同好会活動ですとか、そういった活動が、中心に使われていたという状況かと思えます。コミュニティセンターになった以降につきましては、軸足を、生涯学習施設というところからまちづくり活動の拠点というところに移しておりますので、従来の自治会の会合でありますとか、PTAとか、老人会の会合と

いった場面でお使いになるということに。公民館の時代には、同好会活動が入っておりますので、時期をずらしてくださいとか、その日は使えませんということが、結構、多かったですけど。

ただ、コミュニティセンターになった時に、そういうコミュニティを含めた各種団体の方が優先されるというふうに整理されておりますので、そういった意味では、まちづくり活動の分野という面では、使いやすくなったのではないかと聞いております。

ただ、同好会をされている部分につきましては、定期的に使っているのを、少し我慢するところが、出てきたということも聞いておりますが、それは、軸足の違いですので、御理解を願っているという状況でございます。よろしく、お願いいたします。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にはございませんか。

○藤本委員 はい。

○議長（土井会長） はい、藤本委員。

○藤本委員 藤本でございます。再度、質問して申しわけないのですが。今回は、コミュニティセンターについてお話をやっているわけですから、非常に、分かりにくいというか。元々は、連合自治会連絡協議会長からの要望で、地域コミュニティに対する要望が出て、それで、市としては、地域コミュニティを立ち上げるという形で、協議会を作りなさいと。そのハード面として、このコミュニティセンターができたのではないかと思うのですが。その辺の御説明をいただければありがたいのですが。

○議長（土井会長） はい、原田次長。

○原田市民政策部次長 すいません。藤本委員さんがおっしゃったとおりです。平成14年の時に、高松市連合自治会連絡協議会の方から、高松市と市議会の方に、要望書が出ました。その要望書の中身というのが、これから、少子・高齢化が進む中、地域の活動を支えることが非常に重要になってくると。ただ、自治会の方も、年々、加入率が下がってきていて、自治会だけでは、地域の自治とかを担い切れない。こういった中、地域の各種団体が一体となって、コミュニティを支えなくてはいけない。そのために、高松市も、地域コミュニティの組織づくりへの支援と、組織ができれば、活動できる拠点づくりを、是非、支援してほしいという内容の要望書が出されたのが発端で、14年度も助走しましたが、15年度から、本格的に、高松市のコミュニティ施策が始まっております。

その施策の柱は、人づくりと組織づくり。それから、コミュニティセンターを作るという拠点づくり。それから、地域側での活動の裁量権を高めるための補助金の一元化、その

三つの事業を柱に、これまで進めてきているところです。今、コミュニティセンター化ということでお話をしたのが、二つ目の柱の拠点づくりを進めることの一環ということになっております。以上です。

○議長（土井会長） 藤本委員，よろしいですか。他にはございませんか。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい，佐々木委員。

○佐々木委員 要望ですけれど，先ほど藤本委員さんが言ったように，国分寺地域には，それぞれの地域に，コミュニティセンター的な児童館というのを作ってある。地域の住民が，子どもがいない時には，使える状況のもとで，5館作られたわけです。それは，それぞれの所管のところの管理下になっていって，そちらの方の了解をもらおうと。そして，今，新居地区，福家地区の施設についても，社会教育課の管理になっている。

コミュニティ協議会を立ち上げ，生涯学習の担当を担っていくことになると，そういう施設の活用も考えなければ，今の公民館だけでは，もう，すでに，児童館の活動が公民館の方に入ってきていて，公民館の活動が手一杯な状態になってきている。

そういうことで，そういう施設が，コミュニティセンターを設けた時に，そこで，調整ができるような形のシステムを考えていただければ。それぞれの所管のところで，協議はしなくてはならないのですが。児童館はこども未来課ですから，そちらに行ってくださいとか。住民は，そちらに行き手続きをしなくてはならない。そういう，煩雑な状況だから，もういやということになり，非常に制約が厳しくなる。そういった点を，この，国分寺地域においての状況を把握していただいて，今までのような形での活動が，ある一定，保障できるような，調整できるようなシステムを考えていただきたい。

今，言ったように，北部公民館・分館はコミュニティセンターになりました。新居の公民館は，社会教育課になり，一線を書さなければならない。新居東と国分の児童館は，所管が違ふと。そういったものの調整が，センターに職員を配置するようになったら，その職員がある一定の手続きを踏めば，それが調整できるようになれば，地域の活動が，従来のような形で，できるのではないかと。これは，市民政策部を中心にして，よりスムーズにいけるような配慮をお願いしたいと，要望ですから，検討していただけたらと思います。

○議長（土井会長） 要望ですから，よろしく，お願いいたします。

○岸本市民政策部長 はい。

○議長（土井会長） はい，岸本部長。

○岸本市民政策部長 今、公民館からコミュニティセンターへということで、こういうことを想定していますということを、お話申しあげたということでございます。原田の方も、管理公民館、児童館、このあたりを、今後、どういうふうと考えていくかということは、課題だということは思っております。

ただ、今までの使い方といいますか、残っているところは、今、直営でしているということをお理解していただいたらと。コミュニティセンターとして考えていったらとしたら、それだけ、コミュニティ協議会の方に負担が大きくなるということも承知しておいていただいたらと、以上でございます。

○議長（土井会長） 佐々木委員、よろしいですか。他にはございませんか。

○中西委員 はい。

○議長（土井会長） はい、中西委員。

○中西委員 コミュニティ、コミュニティセンターを作るということは、よく、お聞きするのですが、地域のことは地域でということが基本になっているようです。もう一つ、地域の住民の方々に委託することによって、市の職員の数が減るとか、財政的に、人件費が少なくなるとかの目的を持っておられるのかどうか。それと、南部、北部の公民館でいくと、管理上、補修したり直したい時に、どのような手続きというものがあるのか。まず、財政的に、どのような目的があるのかということをお説明いただきたいと思います。

○議長（土井会長） はい、岸本部長。

○岸本市民政策部長 地域のことは地域でということは、今、少子・高齢社会なので。そしたら、今までのサービスを維持していこうとすれば、今の負担よりは大きくなるということは、誰が見ても明らかだと思います。ということは、今のサービスをどうやって維持していくか。また、今後も、いろいろな要望・考え方も出てくるだろうけれども、その中で、自分たちで、地域でできることは地域でお願いしますということが、自助・共助・公助というような考え方になっていると思います。自助というのは、自分の周りのことは、自分でしましょう。共助ということは、地域でできることは、地域でしましょうということだろうと思っております。

今までの考え方というのが、行政側ができることは、何でも行政側がやっていたのが実態かなという気がします。その中で、地域でできることは、地域でお願いできたらというような考え方があるということは、確かでございます。その中で、人をどれだけ削減するとか、予算をどれだけ削減するとかということは、今のところ、先ほどの公民館に関して

申しますと、そこにおいでた非常勤の職員の方は、センター化することによっていなくなりますよね。ただ、予算的には、今の水準をなんとか維持していこうということで考えております。補助金につきましても、現在、前年度、こういう補助金だったから、その水準を何とか維持していこうということで想定いたしておりますので、経費節減のためにしているというのは、ちょっと、違うかなと。今の水準をどうやって守っていくかということで、やっているということで御理解をいただいたらと。

それと、もう一点ですね。今まで行政側がいろんなことをやってくださいということは、市側からお願いしているわけなのです。お願いするということは、地域にとったら、10個地域があったら、10の地域は同じことをしているわけなのです。そうじゃなくて、私どもは、こういう要望がある。また、こういう事業がある。それを掘り起こしてください。その掘り起こしたものに焦点をあてて、財源なりを投入していくことも可能ですよという仕組みを、なんとか作ろうとしているということでございます。以上でございます。

○議長（土井会長） よろしいですか。

○中西委員 管理は従来どおりですか。

○議長（土井会長） はい、岸本部長。

○岸本市民政策部長 あくまでも、公の施設ですから、市の施設でございます。ですから、市の施設に対する大きな修繕・改修については、当然、市側が行います。ただ、小さい小修繕については、委託料で。委託料には、その修繕費も含んでいるという考え方をしていますので、その中で、賄えるものは賄っていただくという考え方はございます。ですから、通常の修繕と、大規模な修繕をさび分けて考えるということでございます。以上です。

○議長（土井会長） よろしいですか。他には。

○吉井委員 はい。

○議長（土井会長） はい、吉井委員。

○吉井委員 吉井ですけども、コミュニティセンターは、基本的に、先ほど公民館から転換しますよということだったのですけども。私は、当初、このコミュニティセンターの部分は、議題をもらった時に、こういうふう考えたのです。

実は、国分寺町の生涯学習センターの部分についての討論があるのかと、思っていたのが一つ。二つ目で、南北公民館の19年度の耐震化の部分で、21年度から耐震工事を実施する予定ですよということで、要望に対する回答をいただいているわけです。この2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（土井会長） はい、原田次長。

○原田市民政策部次長 生涯学習施設の建設計画は、地域から出ている文化施設の建設ということですね。そちらの方の施設の検討については、今、協議中になっておりますが、その施設の性格というのは、まだ、はっきりとは決まっておりません。生涯学習機能とか、文化的な活動ができるとか、住民が望んでいるものになっていると思うのですが、そのコミュニティセンターの言うところのまちづくり活動拠点というふうな位置付けまで整備されていないことと、ホールという構想がありますことから、旧高松市の整備しているコミュニティセンターの施設の形態と少し異なっておりますので、位置付けについては、今後、考えるとして。今、コミュニティ協議会に、将来的に、指定管理者として委託を考えるコミュニティセンター、最初に申しましたように、ふれあい交流とか、まちづくり交流とか、市民と行政との協働の拠点という意味でのコミュニティセンターは、公民館施設の方が、旧来の、皆様のお使いの形態とも似ていますし、その延長線上にあって、分かりやすいのではないかと考えておりますので、今の整備では、旧公民館をコミュニティセンター化して、今後、文化施設として建設を検討するものについては、位置付けも内容も、今、協議中になっております。

また、耐震化のことにつきましては、昭和56年度以前の施設については、耐震診断を行いまして、診断の結果、耐震化の対応の必要なものにつきましては、順次、対応を行う方向にありまして、公民館とかコミュニティセンター施設につきましては、全体の数が多いためです。そういった耐震化も含めて、今後の修繕計画を、来年度に方針を策定して、その中で、順次、対応していく予定にしております。

○議長（土井会長） はい、よろしいですか。

○吉井委員 はい、結構です。

○議長（土井会長） 特に御発言がないようでございますので、会議次第4の議事については、以上で終了いたします。

会議次第5 その他

○議長（土井会長） 次に、会議次第5の「その他」であります。健康福祉総務課より、介護老人保健施設こくぶんじ荘についての報告がございますので、お願いいたします。

○細川健康福祉総務課長 失礼します。健康福祉総務課の細川です。

日ごろ、委員の皆様方には、本市の福祉行政に格別の御理解をいただきますとともに、御当地にあります、介護老人保健施設こくぶんじ荘の運営に、様々な形で、御支援、御協

力をいただいておりますこと、心より御礼申しあげます。

今朝の新聞報道によりまして、既に、委員の皆様には、昨日の市議会教育民生調査会に諮りました、開催結果の記事を御覧になられた方が、多々、いらっしゃるかとは存じますが、介護老人保健施設こくぶんじ荘の民営化につきまして、市として方針を決定いたしまして、昨日、調査会に諮らせていただいたものでございます。

そこで、本日になりましたが、地域審議会委員の皆様には、御報告させていただくものでございます。ただいま、配布させていただきました資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

なお、昨日、こくぶんじ荘を利用していただいております入所者、利用者の方、家族の方にお集まりいただきまして、この趣旨について、十分、御説明をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。

こくぶんじ荘につきましては、平成2年に開設されておまして、17年が経過いたしました。今日、福祉をとりまく環境が大きく変化しておまして、また、厳しい経営環境の中で、施設の運営形態を見直さなければならない時期を迎えたわけでございます。

このようなことから、今後のあり方としまして、現在の施設を、国分寺町の現在の地で、将来にわたって、安定的に存続させることを最優先に考えまして、さらに、より安定した、医療介護体制の確保と、利用者の皆様により満足いただけるサービスの向上を目指しますために、運営形態を医療法人等の民間事業者による運営に移行、いわゆる、民営化とする方針を立てさせていただいたところでございます。

なお、利用者の皆様には、民営化後においても、基本的に、施設利用のサービス水準や、また、利用料金等の御負担の面等の条件、さらに、生活環境等が大きく変化することがないように、引き続き、安心して御利用いただけますよう、円滑な移行に努めてまいりたいと考えてございます。それでは、趣旨・効果・移行時期等について御説明いたします。

まず、1の民営化の趣旨であります。こくぶんじ荘は、医療介護型の老人保健施設としまして、平成2年8月、全国的にも、また、県内においても、いち早く開設されたわけでございまして、当時としては、今日のような、民間事業者による施設整備がほとんど進んでいない状況下の中で、国分寺町の直営により、住民の皆様の大きな期待を集めてできた施設でございます。

また、全国的に数少ない医療機関を母体としていない運営形態によりまして、常に、医師の確保等の面において課題を抱えながらも、地域における福祉・保健の中核拠点として、

在宅介護の支援に先行的な役割を果たして、福祉の向上に貢献をした施設でございます。

しかしながら、近年は、医療法人等を始め、民間事業者が運営いたします施設の整備が急速に進んできておりまして、民間の介護老人保健施設が、県内には47施設。また、市内にも17施設が整備されておりまして、その他にも、近隣を含めて、特別養護老人ホームですとか、デイサービス事業者、ケアハウス、グループホームなど、介護サービス等を提供いたします、類似の様々な施設が整備されてきております。

そのようなことから、利用者の皆様方も、よりよい施設を選択していくということで、選択肢が、非常に大幅に広がりまして、施設間の競争というものも、非常に激化しているというのが現状でございます。

このような環境の変化を踏まえまして、行政と民間、いわゆる、公民の役割分担ということを視点に、また、将来にわたる安定した施設経営の視点から、こくぶんじ荘の運営形態を民営化するという方針を立てさせていただいたものでございます。

次に、2の民営化の効果であります。こくぶんじ荘が、現在、抱えております運営上の課題としては、左側に記載しておりますように、大きく三点に、整理させていただいております。

第一の課題は、常勤医師の安定的な確保でございます。老人保健施設では、常勤の医師が、医療の責任者であると同時に、施設の経営者である施設長を兼務することとなっております。こくぶんじ荘では、医師が嘱託雇用という形で、開設以来、17年間に10人交代をしてきております。今日、県内の医師不足、また、厳しい雇用条件等から、その安定的な雇用確保は、さらに、困難な状況になるものと思っております。

第二の課題は、より快適な生活環境への改善と、きめ細かなサービスの提供でございます。こくぶんじ荘では、現在、築後17年を経過いたしておりますが、内部の施設設備等においては、リニューアルの時期を迎えつつあります。今後、10年以内においては、施設の大規模な改修等も必要になってくる状況かと思っております。入所者にとって、より快適な生活環境への改善というものが、課題となっております。

また、民間事業者が運営しております施設においては、私どもこくぶんじ荘がやっている事業に加えまして、いわゆる、介護予防を目的としました短期入所サービスですとか、通所リハビリテーションであったり、訪問介護サービスなど、様々なサービスを実施しております。また、要介護状態に応じた、きめ細かな機能回復訓練なども実施されておりまして、いわゆる、利用ニーズへの、柔軟で、きめ細かなサービス提供が課題と考えておる

ところでございます。

最後に、第三の課題でございますが、利用者数の低迷等による経営状況の悪化ということでございまして、施設の入所状況が、介護保険法が施行されました12年以降、5、6年前からでございますが、毎年、低下を続けておりまして、17年度以降においては、健全経営の分岐点とされております、入所利用率が90%を下回っておりまして、低迷傾向にございます。また、施設職員の年齢も、年々高くなり、人件費が上昇しまして、15年度以降においては、人件費率というものも、健全手法の分岐点とされます、50%台を大幅に上回っておるといふ、厳しい状況になっております。

そのようなことから、単年度の収支決算においては、17年度および18年度は、2,000万円を超える赤字でございました。さらに、本年度においても、それをかなり上回る赤字が見込まれる状況になっております。

今後、更に、深刻な経営状況が懸念されるようになっておりますが、運営形態を民営化することによりまして、これらの課題が解決されますこととあわせて、さらに、右側に記載のとおり、大きな効果が期待できるものと考えております。

一点目は、医療法人等の公益性を有する民間事業者が運営していただくこととなりますことから、医師の安定的確保が図られますとともに、医療機関との連携が強化されまして、利用者の皆様が、より安心して、安定した医療介護体制が確保できることが期待できるものと考えております。

二点目は、民間事業者の経営手法に基づいて、柔軟性や機動性を発揮されまして、多様な利用ニーズへのきめ細かな対応とともに、より快適な生活環境への速やかな改善処置など、利用者サービスの点に立っての一層の向上が、期待できると考えております。

さらには、病院と施設の連携が強化されることとなりますので、相互において、入所利用者の方の安定的な確保が図られることによって、経営面におきましても、経営状況の改善が期待できると考えております。

最後に、3の民営化の移行時期等でございますが、民営化の移行時期につきましては、平成21年の4月を予定しておりまして、今年の5月ごろに、譲渡先の公募を行いまして、10月を目途に、移管先にふさわしい医療法人、社会福祉法人等の民間事業者を選定してまいりたいと考えております。事業者の決定後は、移行に当たって、円滑な業務の引き継ぎに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、移行後においても、市といたしましては、施設への指導監査権限を有しておりま

すので、適正な運営、入所者の方々の処遇面等についての指導監督を、引き続きしてまいりたいと考えております。

また、移行後の職員処遇でございますが、職員の希望を尊重する中で、市の他の部署への人事異動を基本に考えております。一方、嘱託職員等を含めまして、譲渡先への雇用を希望する方につきましては、譲渡先への継続雇用について、最大限の配慮に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明は終わらせていただきますが、御理解を賜りますよう、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。ただ今、機構改革の一環でないかという気がしておりますが、こくぶんじ荘の報告ということで、御理解いただきたいと思えます。よろしいですか。一応、報告ということなので。

○藤本委員 要望でございますが、これによって、これまで、長い間御苦勞いただいた施設の職員が不利益を被らないように、格段の配慮をお願いしたいと思えます。

○平岩委員 平岩と申しますが、今の御説明を聞きまして、民営化というのは、従来から聞いてはおりましたが、民営化した以上は、どうしても利益の追求、低かったら閉鎖ということになるのだろと思えますけれども、そのあたり、しっかりと、閉鎖はしないということを、市の方から、合意を取り付けておいてください。これ、市民の本当の施設ですから。お願いいたします。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。次に、委員の方で、地域審議会として何か諮りたいことがございましたら、御発言をお願いします。ございませんか。個人的ではなくて、地域審議会からやってほしいということがございましたら。特にございませんか。

会議次第6 閉会


○議長（土井会長） ないようなので、以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

○事務局（武下） これをもちまして、「平成19年度第2回高松市国分寺地区地域審議会臨時会」を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

午前11時20分 閉会

会議録署名委員

委員 安部文代 

委員 大比賀郁夫 